

(整理番号 0714)

令和7年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和7年9月30日(火) 13時30分～15時30分					
出席状況	公益 代表委員	出席3人 定数3人	労働者 代表委員	出席3人 定数3人	使用者 代表委員	出席3人 定数3人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
1 部会長及び部会長代理の選任	<p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長・太田委員、部会長代理・藤井委員の就任が議決された。</p>					
2 栃木県特定最低賃金の金額改定について	<p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>本年度より特定最低賃金専門部会においても地賃専門部会と同様に「公開」として運用すること、ただし、「公開は公労使三者が揃う場面とし、公労協議・公使協議及び公労使三者が揃う場面でも「採決」の場面は非公開となる。」ことが確認された。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p><金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方></p> <p>県内の自動車業界の賃金を引き上げるのは厳しい状況であることは理解しているが、現状に見合った形、また、現状だけに捉われることなく先を見ての議論を行っていきたい。</p> <p><金額提示></p> <p>①69円引き上げ (労働協約の最低額 (今回の引上げ上限額)) ②68円引き上げ (現行特定最賃に地賃の引上げ率6.37%を乗じた額 (端数切上げ)) ③64円引き上げ (地賃引き上げ額と同額)</p> <p>(6) 使用者代表委員の見解及び主張</p>					

<金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方>

トランプ関税の問題や県内の自動車業界における現況等からすれば賃金を引き上げるのは厳しい状況ではあるが、現状に見合った形で議論を行っていきたい。

<金額提示>

①22 円引き上げ（現行特定最賃に令和 7 年賃金改定状況調査結果第 4 表②の一般・B・製造業の賃金上昇率 2.1% を乗じた額。）

②30 円引き上げ（歩み寄り。）

③さらなる歩み寄りの考えはあるものの、熟考したいので現時点では 30 円のまま。

3 その他

次回開催日を確認した。

令和 7 年 10 月 20 日（月）13 時 30 分～

第 2 回栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会